

社会福祉法人恵光園福祉会評議員・理事・監事旅費支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人恵光園福祉会役員及び監事の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 評議員・理事・監事が出張した場合には、評議員・理事・監事に対し、旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 公務による旅行は理事長の旅行命令によって行わなければならない。

(旅行の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算定する。
ただし、予算等の都合により減額又は実費支給することができる。

2 旅費の計算は別表報酬・運賃・宿泊料に定めるところによる。

3 ただし、午後に出張し又は午前に帰任した時は、当日の報酬は半額とする。

(旅費の請求手続)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費計算書に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

(旅費の支払)

第6条 旅費は旅行命令期間終了後、通貨にて相当額を直接本人に支払う。
ただし、本人の都合により出発時にその概算額を仮払いすることができる。

別 表

報酬・運賃・宿泊料

役職名	交 通 費			報酬	宿泊料
評議員 理事 監事	列 車	船 舶	車飛行機	4， 0 0 0	実 費
	実 費				

附則

1 この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。